

大山町部活動地域展開・地域連携推進計画
(令和8年～10年)

大山町教育委員会

令和8年5月

目 次

1	部活動地域展開・地域連携推進計画策定にあたって・・・・・・・・・・	2
2	部活動地域展開・地域連携推進計画策定の背景・・・・・・・・・・	3
	（1）大山町の現状	
	（2）意識調査の結果より（抜粋）	
	（3）大山町立中学校の部活動加入状況（記載は省略）	
3	部活動地域展開・地域連携の基本的な考え方・・・・・・・・・・	7
4	部活動地域展開・地域連携に向けた整備・・・・・・・・・・	8
	（1）部活動及び教職員について	
	（2）具体的な取組方策	
5	地域クラブ等の活動について・・・・・・・・・・	9
	（1）地域クラブについて	
	（2）地域における地域クラブ等の整備充実	
	（3）地域における指導者の質・量の確保	
	（4）地域における施設の確保	
	（5）活動における費用負担の在り方	
	（6）活動における保険の在り方	
	（7）地域クラブへの支援	
	（8）移動に係る支援	
	（9）高校入試への対応	
6	大山町の部活動地域展開の取組全体像・・・・・・・・・・	12

1 部活動地域展開・地域連携推進計画策定にあたって

全国的に中学校の部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が起こっており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が増加しています。また、活動経験のない教員が顧問として指導すること、休日の部活動の指導や大会・発表会への引率、運営への参画など、中学校等教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されているなど、多くの課題や問題が起こっています。

令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

さらに令和7年5月に国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」という。）による「最終とりまとめ」において令和8年度以降の部活動改革の方向性等が以下のとおり国へ提言されました。

この度、県は令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間（前期）」における県内の公立中学校等の部活動の地域展開・地域連携の方向性として令和5年8月に策定した県推進計画を改訂しました。

そこで、大山町においても国のガイドライン及び県の推進計画の改訂版を参考にし、国の中間評価までの「大山町部活動地域展開・地域連携推進計画」（令和8年～10年）を策定し、今後も町内の生徒たちが多様なスポーツや文化活動に親しめる機会を確保しつつ、教員の働き方改革を進め、学校教育の質を向上することを目的に、地域連携型と拠点校（合同部活動）型を併用しながら、地域展開への取組を推進します。

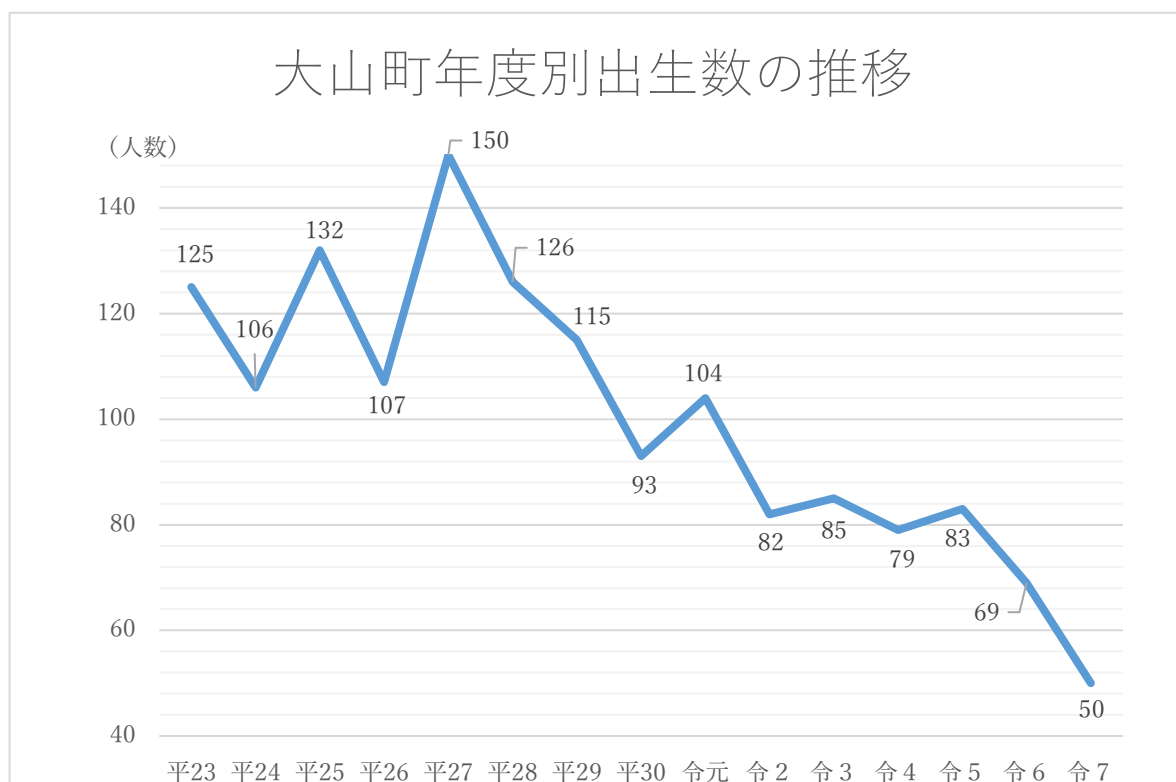
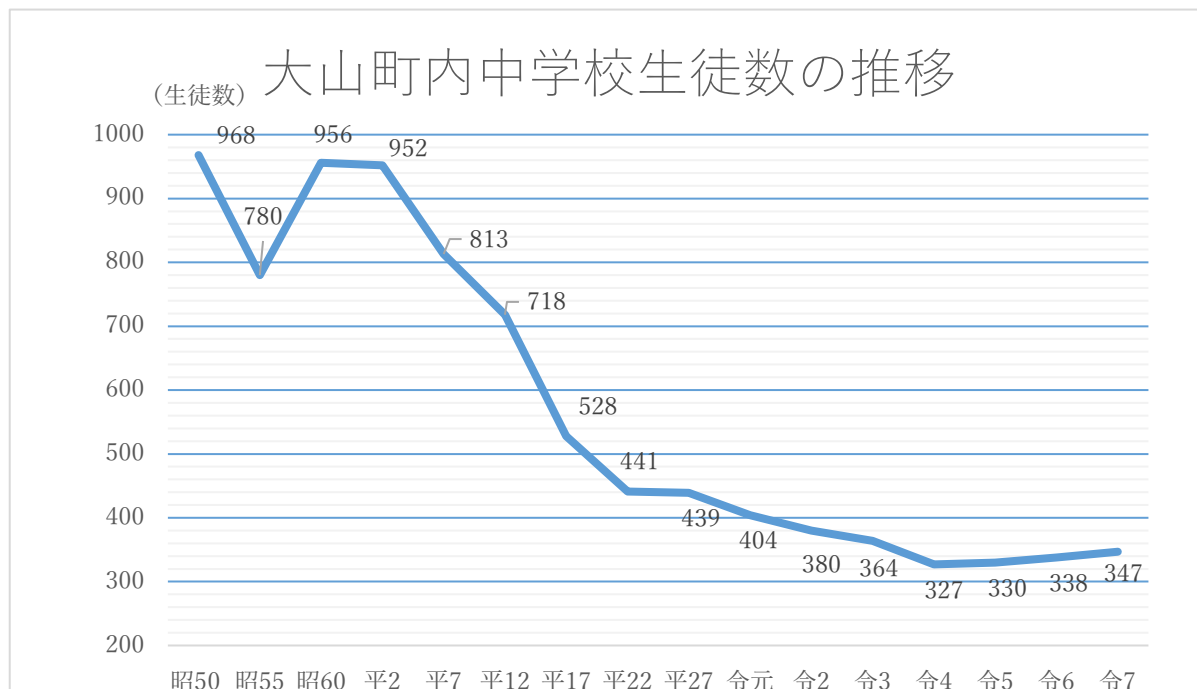
令和8年5月

大山町教育委員会

2 部活動地域展開・地域連携推進計画策定の背景

(1) 大山町の現状

現在、大山町の3つの中学校は、部活動に原則全員加入のもと（民間クラブ所属の生徒は任意の加入）8種の運動部と5種の文化部、また臨時に教員をつけて参加している6種の競技で活動しています。しかし、各校において少子化による生徒数の減少、それに伴う教員の減少、合同チームを組まなければ大会に出場できない状況、それでも人数が揃わず大会出場を辞退する状況、また廃部寸前の部が増加している状況等が続き、部活動の存続が危ぶまれています。



(2) 意識調査の結果より(抜粋)

①概要：大山町では休日の部活動の地域展開に係るニーズなどを把握するため、令和5年9月1日～15日にかけて意識調査を実施しました。

②対象：中学校1,2年生(166名)、小学校5,6年生(195名)、中学校教諭(33名)、中学校1,2年生保護者及び小学校5,6年生保護者(199名)

③回答結果

【中学校1,2年生】

1. 現在、部活動は原則全員加入ですが、もし今後、自由加入になったらどうしますか？今の時点の考えで一番近いものを1つ選んでください。

- ☐部活動に入る(44.6%) ☐部活動には入らず、所属クラブに専念する(11.4%)
☐部活動には入らず、塾や習いごとに専念する(6%)
☐部活動には入らず、家で過ごす(14.5%) ☐わからない(迷っている)(23.5%)

2. 休日に学校の部活動以外の活動(クラブ)に参加・所属していますか。

- ☐はい(28.9%) ☐いいえ(71.1%)

【小学校5,6年生】

1. 現在、地域または地域外でスポーツ(スポ少やクラブ)や文化活動(文化的な活動団体)に参加していますか？ ☐はい(45.6%) ☐いいえ(54.4%)

2. 中学校に入学したら運動部・文化部のどちらの部活動に所属しようと思いますか。

- ☐運動部(48.7%) ☐文化部(21.5%) ☐わからない(29.7%)

3. 現在、中学校の部活動は原則全員加入(どこかの部活動に入らなければならない)ですが、もし自由(入る入らないは個人の自由)になったらどうしますか？今の時点の考えを教えてください。

- ☐部活動に入る(46.2%)
☐部活動には入らず、地域クラブの活動に専念する(習い事や塾も含む)(9.7%)
☐部活動には入らず、家で過ごす(14.4%) ☐わからない(親と相談する)(29.7%)

【教職員】

1. 部活動の指導に負担を感じていますか。

- ☐はい(75%) ☐いいえ(25%)

2. あなたが、顧問をしている中で、どのようなことに負担を感じていますか。

(複数選択可)

- ☐教材研究の時間がないこと(11%)
☐勤務時間を超え、帰宅時間が遅くなること(26%)
☐休日の部活動指導や大会引率のこと(家庭サービスができない)(26%)
☐専門でない部活動を指導すること(18%)
☐部費・参加費などの会計処理(8%)
☐他の顧問・生徒・保護者との人間関係(10%)
☐協会とのやりとり、監督、審判等の資格取得(1%)

3. 指導者として兼職兼業を希望しますか。

- ☐希望する(9%) ☐希望しない(48%) ☐現時点ではわからない(43%)

【中学校 1, 2 年生保護者及び小学校 5, 6 年生保護者】

1. 現在、中学校の部活動は原則全員加入ですが、もし自由化になったら保護者としてどう思いますか？

- ☐ 部活動に入ってほしい (50.8%)
- ☐ 部活動に入らなくてもよい (9%)
- ☐ 習いごと（クラブ活動等）に専念してほしい (6%)
- ☐ わからない（子どもの希望に任せる） (34.2%)

2. 中学校の部活動を地域へ移すこと（スポ少のイメージ）について、考えをお聞かせください。

- ☐ 賛成である (20.1%)
- ☐ どちらかといえば賛成である (34.7%)
- ☐ どちらかといえば反対である (14.6%)
- ☐ 反対である (5%)
- ☐ わからない (25.6%)

3. お子さんが地域のクラブに所属することを希望した場合、どう思いますか。

- ☐ 賛成である (37.2%)
- ☐ どちらかといえば賛成である (25.6%)
- ☐ どちらかといえば反対である (4.5%)
- ☐ 反対である (1%)
- ☐ わからない（子どもの希望に任せる） (31.7%)

【意識調査結果よりの考察】

「中学校の部活動に期待することは」の問いに対しては、児童・生徒の回答では「友達を増やし、楽しみたい」が圧倒的に多く、保護者の回答では「仲間を増やす」「努力する大切さを学ぶ」「体力の向上や集中力を身につける」「活動自体を楽しむ」がそれぞれ 60%以上を占めています。好ましい人間関係を築くことや中学校生活を楽しみながら、人間として成長していくことを期待している結果が伺えます。また、「部活動が地域へ移行していくことへの期待は」との問いに、児童・生徒とも「自分のレベルに合った活動ができる」の回答が 40%近くを占めていました。保護者は「子どもが希望する種目の活動を継続してもらいたい」が最も多い結果でした。逆に「不安なことは」の問いには、児童・生徒の回答では「過度な厳しい指導」が最も多く、保護者の回答は「保護者の送迎負担」が圧倒的に多かった結果でした。さらに、「地域クラブの活動経費はどの程度が妥当か」の問いには、月額 1,000～3,000 円が 40%を占めていました。

教職員の調査では、「部活動の指導に負担を感じているか」との問いに、「はい」と回答した教職員が 75%を占めていました。その理由に、「勤務時間を超え、帰宅時間が遅くなる」「休日の部活動指導や大会引率」を理由に挙げています。家族サービスができなかったり、休日にゆっくり休息できる時間がなかったりすることが伺えます。「兼職兼業を希望するか」の問いには、「希望する」9%、「希望しない」50%、「現時点ではわからない」が 43%の結果でした。

意識調査の結果を踏まえて、大山町としても、児童・生徒・保護者の希望を考慮しながら、推進していくことが大切であると考えます。子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しめる環境整備に努めていきます。

(3) 令和8年度 大山町立中学校の部活動加入状況

記載は省略

3 部活動地域展開・地域連携の基本的な考え方

- ①大山町における部活動改革は、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」の形態により生徒の活動の機会を確保しながら、「地域展開型」への取組を推進します。
- ②学校の部活動は原則全員加入とし、民間クラブ加入の生徒については任意とします。また放課後の地域の活動の参加については、生徒の自主性を尊重し、柔軟に対応します。
- ③休日の部活動においては必要に応じて部活動指導員を配置します。また、平日と休日の指導者が異なる等により生徒が困惑することがないように、学校と部活動指導員は連絡調整や情報共有を行うなど連携を図ります。
- ④平日の活動については、教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動機会を確保することを基本としますが、実態に応じて休日と合わせて包括的に取り組むことも検討していきます。
- ⑤放課後の受け皿となる団体等（町スポーツクラブ・町スポ少・町スポーツ協会・公民館・地域自主組織・PTA・学校運営協議会等）との連携を図り、生徒の選択肢を広げ、活動の場を設けます。
- ⑥学校の部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、地域クラブへの参加についても任意とする方向で検討していく。

※**地域展開型**とは、地域展開した部活動は、学校の部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものです。その運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金やクラブの運営費等については、原則として運営主体の自己財源での対応となります。

※**拠点校（合同部活動）型**とは、指導できる教員や部活動指導員、外部指導者がいる学校を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない学校の生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものとします。休日に指導にあたる部活動顧問は、教員特殊業務手当で対応し、部活動指導員や外部指導者への謝金や報酬は、配置する市町村が負担し、県も一部補助します。

※**地域連携型**とは、指導者は教員ではなく部活動指導員や外部指導者などの地域の人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくものです。指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助します。

4 部活動地域展開・地域連携に向けた整備

(1) 部活動及び教職員について

- ①当面は、学校の部活動を継続して生徒の活動の機会を確保します。ただし、その場合、「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」の取組を通して、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努めます。
- ②部活動の活動日や活動時間については、国や県のガイドラインの方針を踏まえ、「大山町部活動の在り方に関する方針」（令和元年6月策定）を順守した活動を行っています。
- ③希望する教員が部活動の指導に従事することができる環境の構築を図ります。また専門外への指導や休日の指導が負担になっている教員の軽減対策を図ります。
- ④休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブ等の指導者として従事できるよう、兼職兼業の取扱いを整理します。

(2) 具体的な取組方策

①指導者の確保

スポーツ団体や文化団体の指導者、PTAや社会人競技経験者など地域の人材を発掘し、活用します。

②移動に係る支援

原則、「拠点校（合同部活動）型」への移動は大山町が準備する部活動移動バスを利用します。

③大会の在り方

中学校又は地域クラブ等のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断します。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体や大会主催者が定める規程に則って行います。

④その他

- ・部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域展開への推進を踏まえ、部活動へ一律に全員加入としないことを検討します。
- ・「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、大山町又は町内の校長が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行います。なお、活動において拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要としますが、専門的な指導が可能な教職員が指導者として指導にあたることは妨げません。ただし、中学校体育連盟主催大会への参加は、県中学校体育連盟が定める参加資格等の規程に準じて参加します。
- ・「大山町部活動あり方検討委員会」において、町の方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進します。また国や県が示す計画及びガイドライン、「大山町部活動あり方検討委員会」における協議や生徒・保護者・教員のニーズ等を受けて、適宜見直しを図ります。
- ・複数の市町にまたがって「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、当該市町又は当該校長会が連携して取り組みます。

5 地域クラブ等の活動について

(1) 地域クラブについて

- ①地域クラブは、以下の要件ア～オを満たしていることを基本とし、認定します。認定期間については、大山町が設定します。
 - ア 競技性（一つの競技種目に特化、競技力強化）や成果のみに偏重せず、休日の生徒の豊かで幅広い活動機会を確保することを目的として設立し、参加を希望する生徒を選抜等せず広く受け入れています。
 - イ 国ガイドライン（令和7年12月版）及び公立中学校等の部活動方針又は子どものスポーツ活動ガイドライン（平成26年3月県教育委員会策定）を遵守した活動を行っています。
 - ウ これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承・発展させた活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動しています。
 - エ 適切な運営体制が確保されるとともに、生徒の安全確保ができる体制が整っています。
 - オ 学校等との連携が適切に行われています。
- ②地域クラブの単位は特に限定しないが、競技力強化のために広域から生徒を募集することは認めません。
- ③地域展開の推進にあたり運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）や実施主体（個別の活動を実際に行う団体）の確保に向けて、それぞれの地域で活動している団体等（以下「民間クラブ」という。）との連携について検討します。
- ④民間クラブが公立中学校等の休日の活動先となることを希望する場合は、大山町へ申請をします。
- ⑤申請があった民間クラブについて大山町及び中学校は上記（1）の要件ア～オについて確認します。確認の結果、要件を満たしている場合は、大山町と中学校で協議の上、休日の活動先として認定します。認定後は、該当の部活動については、休日の活動を行わないこととします。
- ⑥認定を受けた地域クラブは、認定をした大山町に活動の報告を行います。活動報告を行う時期や回数については、認定する大山町が設定します。
- ⑦認定した地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行い、是正が必要な場合は、地域クラブに対して指導を行います。
- ⑧認定した地域クラブに対して、地域や学校の実情に応じて平日も活動先となることの依頼を検討・協議します。

(2) 地域における地域クラブ等の整備充実

- ①既存の団体等と連携を図りながら地域展開の取組の在り方を検討します。
- ②部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは民間企業等との連携・協力等、それぞれの地域や学校の状況に応じて、対応を検討します。
- ③単独で地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る団体の整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携し、地域や学校の状況に応じて検討します。

(3) 地域における指導者の質・量の確保

- ①休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブ等の指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月）、取扱いの手引き（令和5年1月）、「鳥取県立学校職員服務規程の一部改正について」（令和5年12月21日）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理します。
- ②休日に地域クラブ等での指導を希望する教員は、地域クラブ等の指導者若しくは指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたります。
- ③人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員及び部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員、県内外の大学等の学生も対象とします。
- ④地域クラブ等の指導者の質の確保及び資質能力の向上に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催します。
- ⑤将来的な地域展開を見据えて部活動指導員や外部指導者に対して地域クラブの指導者となることについて協力を検討します。

(4) 地域における施設の確保

- ①地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とすることを検討します。
- ②地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とすることを検討します。
- ③部活動の地域展開の推進により学校施設の利用が増加することで中学校の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方（例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等）について検討します。
- ④部活動の地域展開を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や利用できても使用料が高額の場合は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討します。

(5) 活動における費用負担の在り方

- ①地域クラブ等の活動に必要な経費については、原則、受益者負担としますが、地域展開への取組を推進するため、公的支援の在り方について国の動向を確認するとともに、検討します。
- ②経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認するとともに、検討します。

(6) 活動における保険の在り方

- ①地域クラブ等の活動は、学校教育活動の活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復時を含めたケガや事故等の発生への対応のため、別途保険加入を推奨とします。
- ②保険加入に係る費用については、原則、加入者の負担とします。

(7) 地域クラブへの支援

- ①地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源として運営としますが、地域クラブが中学校の部活動の地域展開を目的とした団体であり、大山町が認定する団体であることから、財政支援の在り方について国の動向を確認するとともに、検討します。
- ②支援の対象となるのは、「5 地域クラブの活動について（1）地域クラブについて」の内容を満たすものとして大山町が認定した地域クラブとします。
- ③地域クラブに対して学校部活動で使用している用具（支柱、ネット、ボール等の備品）の無償での使用許可を検討します。ただし、消耗品（ラインパウダー、救急セット等）については、地域クラブが準備します。
- ④地域クラブの活動で使用する用具等の学校施設・教育施設内での保管スペースの確保について検討します。

(8) 移動に係る支援

- ①地域クラブ等の活動への参加に係る移動は、参加する個人の対応とします。
- ②部活動改革の取組として実施する「拠点校（合同部活動）型」での活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、検討します。

(9) 高校入試への対応

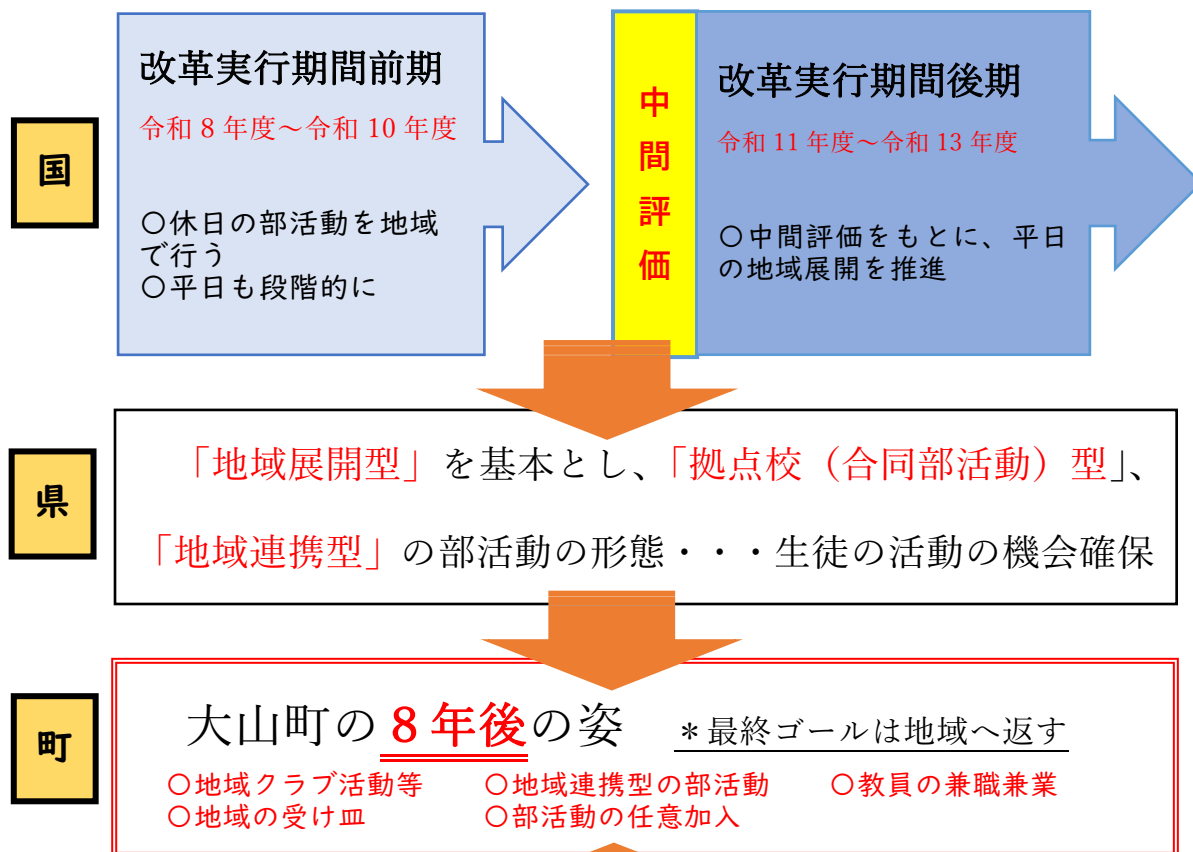
- ①部活動と地域クラブ等で活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、中学校は、部活動を行っていない生徒の地域クラブ等での活動状況の把握に努めます。
- ②中学校が地域クラブ等での生徒の活動状況について、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各中学校の状況に応じて把握を行う。活動内容については大会等への参加や成績を証明するもの（参加した大会等のプログラム、賞状等の写し等）で確認することとし、中学校は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブ等での活動記録の申告について周知します。
- ③中学校は、高校入試における部活動を行わず地域クラブ等での活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載します。
- ④地域クラブ等は、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて中学校へ提供をします。

※**地域クラブ**とは市町村が認定した「地域展開型の地域クラブ」のこと。

※**民間クラブ**とは市町村又は公立中学校等は、地域展開の推進にあたり運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）や実施主体（個別の活動を実際に行う団体）の確保に向けて、それぞれの地域で活動している団体等のこと。

※**地域クラブ等**とは「地域クラブ」及び「民間クラブ」のこと。

6 大山町の部活動地域展開の取組全体像



大山町の休日部活動改革イメージ（中間評価まで）

